**地域生活支援拠点に係る伊勢市単独報酬の概要**

　伊勢市地域生活支援拠点の機能を担う事業所が、緊急時の支援等を行ったとき、介護給付費等の報酬に加えて、以下のとおり、伊勢市独自の報酬を請求できます。

　詳しくは、市高齢・障がい福祉課（0596-21-5558）へお問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象事業所 | 事業名 | 内容 | 給付費単価 |
| 計画相談支援事業所 | 緊急時コーディネート事業 | 伊勢市地域生活支援拠点事業ガイドラインに基づき、相談支援専門員が実施する緊急事態等を想定したアセスメント、事前登録案内及び事前登録シート（登録者情報及び緊急時支援プラン）等を作成する。 | 20,000円/人 |
| 全事業所 | 緊急時支援事業 | 緊急時支援において、短期入所事業所等への利用同行、利用者やその家族等からの要請に基づく利用者の居宅等への訪問または一時的な滞在などを行う。 | 7,000円/日 |
| 短期入所事業所以外で宿泊を伴う支援を行う事業所 | 緊急ショートステイ事業 | 市が委託等する緊急一時的な宿泊受け入れを行う。   * 受け入れの場所については、寝食を行うのに適当な場所であり、利用日数は原則最大７日を限度 | 9,230円/日 |

　※いずれも、伊勢市地域生活支援拠点の機能を担う事業所に限ります。

≪緊急時とは≫

緊急時とは、介護者が疾病にかかっていることその他次に掲げるやむを得ない理由により、利用を開始する日の前々日、前日又は当日に利用の連絡があった場合をいいます。

1. 介護者が急病や事故により長期間入院することとなった場合
2. 介護者が長期出張や親族の葬儀等により一定期間介護が難しくなった場合
3. その他やむを得ない理由がある場合



**○災害時への備えについて（個別避難計画の作成など）**

市では、障がいのある人など災害時の避難に支援を要する人（災害時避難行動要支援者）について一人でも多くの命を救うために、**お一人おひとりの状況に合わせて「どこへ」「誰と」「どのように」避難するのかなどといった避難の計画「個別避難計画」の作成**を進めています。

日頃から本人の状況等をよく把握しており、信頼関係を築かれている相談支援専門員の皆様のご協力が必要であると考えております。皆様には、日々の業務でご多忙であると存じますが、緊急時のみならず災害時への備えとして「個別避難計画」の作成についてご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

　災害時「個別避難計画」の作成などご協力いただいた場合、以下のとおり伊勢市独自の報酬を請求していただけます。

* 詳細は、伊勢市個別避難計画作成マニュアルをご覧ください。

**◆災害時支援に係る市単独報酬**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 給付費単価 |
| 個別避難計画の作成 | 緊急連絡先、避難場所、実際に避難支援していただく方（避難支援等実施者）、避難に際し必要な支援などを記載する「個別避難計画」を作成する。 | 3,000円/人 |
| 個別ケース会議出席 | 避難支援等実施者が近隣にいないなど福祉専門職及び本人・家族等だけで個別避難計画を作成できない場合、個別ケース会議を開催し、必要な支援、避難方法等を協議、検討し、その結果を個別避難計画に反映する。   * 必要に応じて開催となりますので、個別ケース会議の開催が必要な場合には、担当課までご連絡をお願いします。 | 3,500円/日 |
| 個別避難計画の検証（避難訓練等） | 作成した個別避難計画計画の実効性を検証するため、実際に避難経路の確認や避難方法等を確認する。  検証後、課題を話し合い、必要に応じて計画を見直す。 | 2,100円/時間 |

　※伊勢市地域生活支援拠点の機能を担う事業所以外でも請求いただけます。

※個別避難計画などの様式は、市ホームページへ掲載しています。

伊勢市　避難行動

**検索**

